

報 告 第 9 号

専決処分した事件の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和3年5月17日提出

新居浜市長 石川 勝 行

令和2年度新居浜市渡海船事業特別会計補正予算（第2号）

写

専決第6号

処 分 書

令和2年度 新居浜市渡海船事業特別会計補正予算(第2号)について

令和2年度新居浜市渡海船事業特別会計補正予算(第2号)を次のとおり定める。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により専決処分する。

令和3年3月31日

新居浜市長 石川 勝 行

令和2年度 新居浜市渡海船事業特別会計補正予算(第2号)

令和2年度新居浜市渡海船事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ15,443千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ257,484千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の廃止は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

千円

款	項	補正前の額	補正額	計
5. 繰入金		76,816	56,657	133,473
	1. 一般会計繰入金	76,816	56,657	133,473
6. 市債		72,100	△72,100	0
	1. 市債	72,100	△72,100	0
歳入合計		272,927	△15,443	257,484

千円

歳入歳出予算補正 (歳入)

